

10年保存

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長 安全衛生部労働衛生課長
有 ・ 無制限	
平成20年3月27日から 平成30年3月26日まで	

基 監 発 第 0 3 2 7 0 0 1 号
基 安 労 発 第 0 3 2 7 0 0 1 号
平 成 2 0 年 3 月 2 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

第7次粉じん障害防止総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき
事項について

第7次粉じん障害防止総合対策については、平成20年3月19日付け基発第0319006号により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

第1 総合対策の特徴について

第7次粉じん障害防止総合対策（以下「総合対策」という。）における第6次粉じん障害防止総合対策（以下「第6次総合対策」という。）との主な相違点は、次のとおりであること。

1 行政施策について

(1) 全体的な特徴

ア 事業者団体等を対象として、「研究会」、「専門委員会」等の設置を要請する

こととしてきたが、実際に設置されているのは、数局のみに止まっているため、当該施策の推進については、地方局の管轄内の状況を踏まえ、地方局の裁量に委ねることとしたこと。

イ 「大清掃運動」は、第1次から実施してきたものであるが、その後、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」、「粉じん対策の日」が設定されたことから、施策が重なる部分もあるため、総合対策において実施すべき活動とはせず、啓発活動については、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」及び「粉じん対策の日」の2つに整理したこと。

(2) 重点事項別の特徴

ア ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

今般、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）が改正され、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）の主要な措置が義務付けられたことから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づき、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を提出する場合には、当該ガイドラインに基づく「粉じん対策に係る計画」を添付させることとしたこと。

また、発注機関連絡会議等を通じて、ずい道等建設工事の発注者に対して、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を実施するための費用の計上等必要な措置等について要請を行うこととしたこと。

なお、この場合、本省において、国土交通省、農林水産省、防衛省、総務省、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に対して、同様な要請を行っていることに留意すること。

健康管理対策については、第6次総合対策と同様、短期就労を繰り返すずい道等建設労働者の就労形態に鑑み、特に、就業時じん肺健康診断の実施の徹底を指導することとしたこと。

イ アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

「アーク溶接作業」については、第2次から対策を推進してきたところであるが、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、第6次総合対策の実施上の問題点として、過半数の局から、有害性等の認識が低い、呼吸用保護具が使用されていないと指摘されていること等から、

- ① アーク溶接作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の要旨を記したものを、アーク溶接作業を行う作業場の見やすい場所に掲示すること。
- ② 保護具着用管理責任者の選任と当該責任者による呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底を図ること。

を主な指導事項としたこと。

ウ 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策

第6次総合対策から重点事項とした「金属等の研ま作業」については、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと等から、引き続き、重点事項とすることとするが、その施策については、第6次総合対策と大きな相違点はないこと。

エ 離職後の健康管理

第6次総合対策と同様、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表に規定する粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、事業者から健康管理手帳の交付申請の方法等について周知させることを主な指導事項とするとともに、健康管理手帳交付時には、健康管理に係る留意事項等を指導することとしたこと。

2 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置について

事業者は、粉じん障害防止規則及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならないが、これら事業者が講じなければならない措置のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置を、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として示し、その周知徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることとしたこと。

このため、第6次総合対策における「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」と比べ、特に重点を絞り簡潔明瞭なものにしたこと。

なお、その内容については、上記1の行政施策の重点事項別の特徴を踏まえた内容となっていること。

第2 「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に係る留意事項について

(1) 「呼吸用保護具のフィルタの交換」については、取替え式防じんマスクのフィルタの交換のみを記述しているものではなく、使い捨て式防じんマスクの交換についても含まれるものであること。

(2) 「検査・点検責任者」については、平成20年3月27日付け基発第0327002号「局所排気装置等の定期自主検査者等養成講習について」（以下「0327002号通達」という。）に定める「局所排気装置等の定期自主検査者講習」を修了した者を充てるよう指導すること。

(3) 親企業の系列下にある事業場における局所排気装置等の検査及び点検の実施を推進するため、親企業に対し、可能な限り、親企業の労働者に、0327002

号通達に定める「局所排気装置等の定期自主検査インストラクター講習」を受講させ、当該受講者により、系列下の事業者の検査・点検責任者に必要な知識及び技能を付与させるように指導すること。

(4) 「局所排気装置の定期自主検査指針」及び「除じん装置の定期自主検査指針」について見直しが、「プッシュプル型換気装置の定期自主検査指針」について制定が行われ、平成20年3月27日付け基発第0327001号により示されているので留意すること。

第3 総合対策における集団指導、個別指導、監督指導等に当たっての留意事項について

総合対策の重点事項である「ずい道等建設工事」、「アーク溶接作業」、「金属等の研ま作業」及び「離職後の健康管理」を対象とする集団指導、個別指導、監督指導等の実施に当たっては、平成13年3月30日付け基発第224号「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について」及び平成15年3月12日付け基発第0312010号「安全衛生業務運営要領について」により指示されている事項のほか、次の(1)～(6)に掲げる事項に留意すること。

なお、じん肺の予防に関する措置についての技術的な援助を行う必要がある場合には、じん肺法第33条に規定する「粉じん対策指導委員」を、また、必要に応じ、「労災防止指導員」を活用すること。

また、「離職後の健康管理」については、[redacted] 当該対策の推進を図ること。

(1) 情報の整備等

「ずい道等建設工事」については、労働安全衛生法第88条に基づき提出された計画の届出により、管内のずい道等建設工事の施工状況を把握すること。

また、「アーク溶接作業」及び「金属等の研ま作業」については、様々な業種において行われている作業であることから、粉じん作業を有する事業場及びその事業場における問題点を把握するため、[redacted]

[redacted] 局及び署の連携のもと、[redacted]

[redacted] 把握を行うこと。

これらの情報を整備することにより、行政の主体的能力を重点的に投入すべき対象を定めること。

(2) 各局の総合対策及び推進計画の策定

ア 各局の総合対策及び推進計画の策定

各局においては、総合対策の効果的推進を図るため、各局におけるこれまでの総合対策の推進状況等を踏まえつつ、各局ごとの総合対策を策定し、積極的に周知すること。

また、(1) で定めた行政の主体的能力を重点的に投入すべき対象等を踏まえつつ、各局ごとの具体的な「第7次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定すること。

なお、推進計画の策定に当たっては、各種行政手法の役割分担を明確にしつつ、有機的に関連づけた計画にする必要があること。

[REDACTED]

イ 各局の総合対策の重点事項

総合対策の重点事項である「ずい道等建設工事」、「アーク溶接作業」、「金属等の研ま作業」及び「離職後の健康管理」については、特別な管内事情がない限り、各局の総合対策においても重点事項とすること。

また、これらに加え、各局の状況を踏まえ、窯業・土石製品製造業、鋳物業、採石業等を、必要に応じ、重点事項として加えること。

(3) 集団指導、個別指導又は関係団体等に対する指導等の実施

ア ずい道等建設工事を対象とする集団指導又は個別指導の実施

ずい道等建設工事を対象とする集団指導又は個別指導については、

[REDACTED]

[REDACTED] 管内のずい道等建設工事の施工状況を把握し、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の各種対策について、

[REDACTED] 考慮すること。

また、工事現場において個別指導等を行う際には、計画の届出とともに提出された当該ガイドラインに定める「粉じん対策に係る計画」に基づき粉じん対策が実施されているかどうか確認し、その結果に応じ、必要な指導を行うこと。

イ アーク溶接作業及び金属等の研ま作業を対象とする集団指導又は個別指導の実施

アーク溶接作業及び金属等の研ま作業を対象とする集団指導については、労働災害防止団体等の活動の場を通じて実施することに終始するのではなく、例えば、重点事項ごとに主体的に労働衛生管理上問題が認められる事業場を対象とした集団指導の実施、模範的な事業場における好事例の紹介等、手法を工夫すること。

個別指導については、

[REDACTED]

[REDACTED] 事業場等に対して実施すること。

なお、アーク溶接作業については、

- ① アーク溶接作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有

効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の要旨を記したものを、
アーク溶接作業を行う作業場の見やすい場所に掲示すること。

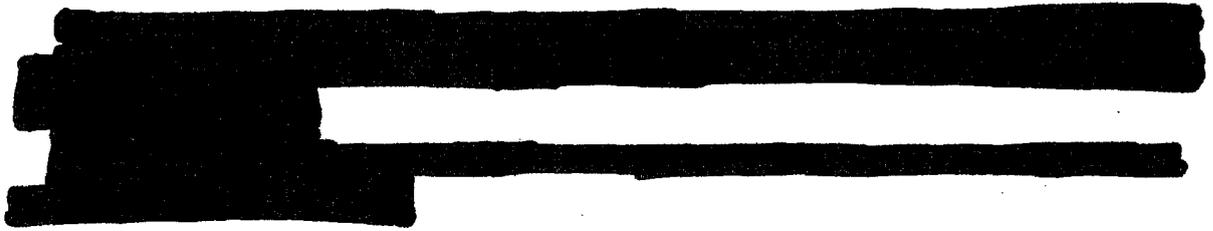
② 保護具着用管理責任者の選任と当該責任者による呼吸用保護具の適正
な選択、使用及び保守管理の徹底を図ること。

を主に指導すること。

ウ 関係団体等に対する指導等の実施

関係団体等に対して、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき
措置」の内容の周知徹底、自主点検の実施、「粉じん障害防止総合対策推進強化
月間」における各種行事の開催を指導、要請する場合には、労働災害防止団体
等の活動の場を通じて実施することに終始することなく、例えば、労働衛生管
理上問題が認められる事業場が多い関係業界団体等に対し指導を行う等、手法
を工夫すること。

(4) 監督指導の実施



(5) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図ること。

計画の届出の審査については、昭和59年2月13日付け基発第68号「計画
の届出に係る審査等について」及び平成4年9月30日付け基発第540号「都
道府県労働基準局長の審査について」に基づき的確に実施すること。さらに、積
極的に実地調査を行うこととし、安全衛生業務計画において実地調査の実施を計
画すること。

なお、厚生労働大臣の審査に係るものについては、昭和57年11月5日付け
基発第702号「計画の届出に係る労働大臣の審査等について」に基づき、局又
は署において必要な処理を的確に行うこと。

また、ずい道等建設工事については、労働安全衛生法第88条に基づく「ずい
道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた場合には、「ずい道等建設工事
における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく「粉じん対策に係る計画」
を添付させ、当該計画が適切か否か審査し、その結果に応じ、必要な指導を行う
こと。

その際、



必要な指導を行うこと。

(6) 本省への報告等

ア 各局の総合対策及び推進計画の送付

各局の総合対策及び推進計画については、平成20年6月末日までに、本省（労働衛生課）に送付すること。また、変更を行った場合には、その都度、本省（労働衛生課）に送付すること。

イ 各局の推進計画の進捗状況等の報告

各局の推進計画の進捗状況について、毎年、別紙様式により、前年度分を6月末日までに、本省（労働衛生課）に報告すること。

さらに、各局の総合対策の評価については、最終年度に別途指示するところにより、本省（労働衛生課）に報告すること。

ウ 情報提供

作業環境改善等の好事例、特に効果があった指導手法、問題点等がある場合には、随時、本省（事案に応じ、労働衛生課又は監督課）に情報を提供すること。

第7次粉じん障害防止総合対策の推進状況について

(平成__年度分)

平成__年__月__日

____労働局

1 監督指導及び個別指導関係

重点事項	監督指導	個別指導
ずい道等建設工事	事業場	事業場
アーク溶接作業	事業場	事業場
金属等の研ま作業	事業場	事業場

2 離職後の健康管理についての指導関係

事業者に対する健康管理手帳の周知、健康管理手帳交付対象者に対する当該手帳交付時の健康管理に係る留意事項等の指導等、実際に行った事項について、その概要を要点のみ簡潔に記入すること。

--

3 「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出関係

計画の届出の件数	計画の届出の際に粉じん対策について指導した主な内容	実地調査の実施件数
件		件

※粉じん対策について指導した主な内容については、数多く指導したものについて、その内容の概要を簡潔に記入すること。

4 関係団体等に対する指導等の実施関係

実際に行った事項について、その概要を要点のみ簡潔に記入すること。

(1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

① ずい道等建設工事
② アーク溶接作業
③ 金属等の研ま作業

(2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）における各種行事の開催要請

① ずい道等建設工事

②アーク溶接作業

③金属等の研ま作業

(3) ずい道等建設工事の発注者に対する要請

--

(4) 中小規模事業場への支援

--

5 局独自の重点対象

選定理由については、平成20年度分の報告のみ記入することで可。

重点対象：

選定理由：

--

6 局独自の重点対象についての主な取組

実際に行った事項について、その概要を要点のみ簡潔に記入すること。

--

- (注) 1 上記5及び6については、局独自の重点対象を選定した場合に記入すること。
- 2 必要に応じて、別紙に記載して差し支えないこと。